

鶴岡市保護者会クラブ登録規程

- 1 次の団体を鶴岡市保護者会クラブとする。
 - (1) 中学生で構成された団体であり、鶴岡市スポーツ少年団に登録されている以外の団体
 - (2) その他、教育委員会が認めた団体

- 2 鶴岡市保護者会クラブは、次の条件を備えるものとする。
 - (1) 会則又は規約等があり、それに基づいて役員を互選、運営されていること
 - (2) 鶴岡市内の中学生で、おおむね10名以上で構成されていること
 - (3) 年間を通して計画的且つ継続的な活動をしていること

*運動部の構成人数は、各競技における正規試合人数を満たしていることが望ましい。

- 3 登録団体として許可を受けようとする団体は、次に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 鶴岡市保護者会クラブ登録申請書
 - (2) 会則又は規約
 - (3) 名簿

- 4 登録団体として認められた団体が、本市の施設を使用して活動する場合の使用料については(別紙)【学校部活動・保護者会クラブ活動での市の施設使用料等について】によるものとする。

- 5 団体代表者が変更になった場合は、団体登録申請書を再提出しなければならない。
(会員追加等の場合は、再提出する必要はありません。)

- 6 登録の有効期間は、次年度の部活動結成までとする。

- 7 第2項及び第3項に疑義が生じた場合や、他の利用者に迷惑を掛けた場合、教育委員会の指示に従わない場合等は登録を取り消すことがある。

- 8 この規程に定めのない事項については、別途決裁によるものとする。

附 則

この規程は令和5年1月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。